平成 28(2016)年度 自己点検評価書

湘南医療大学

目 次

Ι.	建学	の精	神	• -	大学	€ 0	基	本	理	念	`	使	命	•	目	的	`	大	学	D'	個	性	• !	特	色	等	•	•	•	•		1
Ⅱ.	沿革	と現	儿況	•				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			4
Ⅲ.	評価	i機構	が	定	める	· 基	準	に	基	づ	<	自	己	評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
基準	1.	使命	•	目白	的等	È •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			6
基準	2.	学修	きと	教技	受•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		1	0
基準	3.	経営	•	管理	里と	: 財	務	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		3	6
基準	4.	自己	点	検	• 詐	区価	ī •				•	•																			4	5

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

湘南医療大学は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。

人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを 大切にする教育を実践し、すべての人々の幸せに役立つことを期する。

こうした理念を基盤として、継続的学習力、想像力、そして課題解決能力を育む「幅広い教養教育」と、エビデンスに基づいた専門知識・技術の修得を基盤とした「人権や生命の尊厳を慈しみ、感性を享受するための専門教育」を追求し、責任感と使命感を持って自律的、主体的に実践能力を発展させていける医療従事者の養成が急務であると考えている。

そのためにも、豊かな人間性と高度な専門性を併せ備えた人材の養成、臨床現場でチーム医療できる人材の養成、地域に必要な医療人材の養成が必要であると考え、地域社会の多様化する要請にこたえるために、湘南医療大学を設置し、看護職者、理学療法士及び作業療法士の資質の向上に必要な教育研究機能を整備することで創造的かつ実践的な教育研究活動を行い、地域社会に貢献できる職業人を輩出する。

2. 使命・目的

本学は大学の理念を基にこれを実現するために設立し、学部学科については、教育上の 目的をもって設置している。

そして、本学の目的については学則第1条において「湘南医療大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。」また、学部の目的については大学設置認可に際し①保健医療学部は、保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。②保健医療学部は、他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成する。③保健医療学部は、主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を養成する。と定義されている。

3. 個性•特色等

本学は、「幅広い職業人養成」を基盤とし、「社会貢献機能」を併せ持つ大学として位置づけ、将来にわたり以下の特色を育て強化していく。

①高度な専門知識と技術の教育

本学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」を基盤とした、豊かな人間性と質の高い専門性を併せ備えた保健医療人の養成を学士課程教育の中で実現する。

各学科の多様な開設科目において、学位授与の方針、教育課程の編成と一体化し、総合教育科目から専門科目までを学生が体系的に科目を履修できるように配置し、看護師およびリハビリテーションの専門職として実践するにあたり、必要な知識・技術を身に付ける。

そして、主体的変化に対応し、地域医療のあり方を洞察し、将来の課題に向き合って、 科学的な知識を用いて、その課題を解決していく力量が形成し、高い倫理観と多様な価値 観への寛容性や探究心についてコミュニケーション能力を有し、クライアント中心の全人 的医療を提供できる保健医療人教育を行う。

②質の高いチーム医療教育

近年の医学の進歩に伴って医療は急速に高度化・細分化されている。一方、医療に対する社会的ニーズも大きく変化し、保健・医療・福祉の統合が求められるようになり、医療チームの成員が互いに協力して、患者を中心とした総合的で良質な医療サービスを提供することが重要となった。患者・家族とともにより質の高い医療を実現するためには、個々の医療スタッフの専門的知識及び技術の進歩を土台としながら、多職種の協働(チーム医療)を通してこれらを再統合していくことが必要であり、そのための人材の育成が急務である。よって本学保健医療学部は、「他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成する」ことを教育目的の1つとして(ア 設置の趣旨および必要性 VI-3 保健医療学部の教育目的)教育課程を編成した。保健医療学部では、チーム医療を「職種ごとに異なる機能と属性をもつ人材が、患者中心の医療の実現に向けて状況に応じて構成を変化させ、それぞれの立場から自律的に関わる課題解決型の医療」と定義する。チーム医療を達成するためには、多職種が共通の目標や価値観をもって横断的に連携するための意思疎通を円滑に行う必要がある。よって、保健医療学部では、段階的、かつ、継続的にチーム医療を学べるよう配慮している。

1、2年次に配置されたコミュニケーション論、栄養学、薬理学、公衆衛生学、保健行政論、心理学を学部共通の必修科目とし、それぞれの専門基礎領域の一部を共有して、学科を横断した基礎知識を修得する。さらに、看護学概論、理学療法概論、作業療法概論では、多職種との協働・連携を意識した講義を実践し、協力関係を構築する土台とする。

2、3年次に配置された各専門科目においては、学科ごとの専門知識・技術の習得と実践能力について教授すると同時に、講義・演習の中で事例を通したチーム医療の実例を提示して理解を促し、臨地実習・臨床実習へとつなげていく。

4年次後期のチーム医療論は4年間の学びの集大成と位置づける。チーム医療論の前半はふれあいグループ関連施設からゲストスピーカーを招聘し、グループ関連施設で実施される褥瘡対策チーム(医師・看護師・管理栄養士・薬剤師・理学療法士)、緩和ケアチーム(医師・看護師・医療ソーシャルワーカー・薬剤師・診療放射線技師・臨床心理士・理学療法士・作業療法士・作業療法士・言語聴覚士・薬剤師)等のチーム代表者を招聘し、事例提示を行ったうえで、患者・家族を中心としたチームとしてのゴール設定からチーム医療の実際を講義する。専門職を個別に招聘するのではなく、各チームの代表を招聘し、チームとしての活動について教授し、臨地実習・臨床実習を終えた学生が知識と経験を集約する機会とする。さらに後半では演習形式で模擬ケースに必要な医学的ケア・社会資源の活用についてグループで議論する。本演習では、教員があらかじめチームの構成を指定するのではなく「ケースを支援する上でどのようなチームを形成すべきか」という視点に立ち、時期に応じたチームとしての目標設定と構成メンバー、協力体制のあり方まで思考を深める機会とする。グループは学科・専攻混合で5~6名の学生で編成し、グループに1~2名の専任教員を配置する。教員はファシリテーターとして適宜助言を行う。事例は

複数提示し、1 つの事例について 4 グループが個別に議論した後、同じ事例を与えられた グループが集合してさらに議論を深めて集約し、全体発表会を行う。

発表会には、グループ関連施設より管理栄養士・薬剤師・医療ソーシャルワーカー・言語聴覚士等の専門職をゲストスピーカーとして招聘し、学内教員(医師・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士)とともに助言を与える。

③地域医療の教育

高齢化社会では、質が高くかつきめ細かな地域医療の展開を担う看護およびリハビリテーション専門職等が求められている。このため本学部では、専門的な看護学、リハビリテーション学を基盤に、看護学科の「在宅看護学」では在宅看護活動を通して地域における看護の機能と看護職の役割を学ぶ。リハビリテーション学科理学療法学専攻の「地域理学療法学」では地域でも働ける理学療法士になるために、地域における役割、地域において必要となる知識・技術を整理して学び、作業療法学専攻の「地域作業療法学」ではより良い地域生活を送るために作業療法士に求められる役割を理解する。

このように地域実習体験を通した実践的教育をカリキュラムに反映させ、在宅生活者の 多様なニーズに適切に応え、且つ社会の変化を適切に判断し、行動することで地域社会に 貢献できる看護師、理学療法士、作業療法士を養成する。

Ⅱ.沿革と現況

1. 本学の沿革

高齢化が急激に進んでいる現在、福祉、医療、介護については、非常に重要な分野となっている。このような背景のもと、これらの分野に貢献できる医療人の育成は急務であると考え、世の中すべての人々の幸せに役立つスペシャリストを養成することを目指し、次に掲げる理念目的のもと、湘南医療大学を開学した。

〈大学の理念〉

湘南医療大学は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する。

〈大学の目的〉

湘南医療大学は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

平成 2 6 (2014)年 1 0 月 湘南医療大学設置認可 平成 2 7 (2015)年 4 月 湘南医療大学開学

2. 本学の現況

• 大学名

湘南医療大学

• 所在地

神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48

• 学部構成

保健医療学部 平成28年5月1日現在

(単位:人)

	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	80	10	340
リハビリテーション学科	80		320
(内訳)理学療法学専攻	40		160
(内訳)作業療法学専攻	40		160
合 計	160	10	660

·学生数 平成28年5月1日現在

(単位:人)

	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合計
看護学科	82	97			179
リハビリテーション学科	86	83			169
(内訳) 理学療法学専攻	43	43			86
(内訳) 作業療法学専攻	43	40			83
合 計	183	165			348

教員数 平成28年5月1日現在

(単位:人)

学科			専任教	負数			非常勤
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	講師
看護学科	11	6	2	3	1	23	
リハビリテーション学科	7	6	6	1		20	
(内訳) 理学療法学専攻	4	3	2	1		10	85
(内訳)作業療法学専攻	3	3	4			10	
合 計	18	12	8	4	1	43	85

・職員数 平成28年5月1日現在(単位:人)

職員	14
----	----

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命•目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

≪1-1 の視点≫

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的については、湘南医療大学学則第1章総則第1条(目的)に以下の文章で具体的で明確かつ簡潔な文章で規定している。

「本学の目的及び使命」

湘南医療大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学の「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする、と規定されている。

1-1-② 簡潔な文章化

ホームページ、大学案内、学生便覧等に、本学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」と本学の使命・目的を簡潔な文章で明示している。

(3)1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的については、これまで以上に具体性と明確性に留意しつ つ、大学内、大学説明資料 (パンフレット)、学生募集要項等の印刷物、ホームページ、オ ープンキャンパス等のあらゆる機会を通して、分かりやすい文言等について見直していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

≪1-2 の視点≫

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

湘南医療大学の個性・特色については、本学の基本理念として「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」を軸に、人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、すべての人々の幸せに役立つことを期する、と大学案内、ホームページ等において明記している。

同時に、保健医療学部の目的及び使命では、生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成する、としており、本学の理念に基づいたものが個性であり、特色であることを明示している。

1-2-② 法令への適合

本法人の寄付行為第2章第3条(目的及び事業)において「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、学校教育及び保育を行い、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。」と明文化されており、本学そのものが法令に則って看護学科、リハビリテーション学科の二学科からなる保健医療学部を擁する湘南医療大学が設立されていることが示されている。

本学学則第1章総則第1条(目的)には、「湘南医療大学は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。」と規定されており、本学の目的が法令に適合することを示している。

本学の学則に定められた建学の使命・目的等は、教育基本法第1条に規定する教育の目標に準拠したものとなっており、同法第7条に規定する大学の目標とも合致するものであると同時に、学校教育法第83条の規定にも合致するものである。

1-2-③ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的は、開学時から変更のないものであるが、社会情勢や教育界の動向等に対応して、必要に応じて見直しを検討すべきであるが、本学は開学が平成27年(2015年)と歴史も浅く、まだ大きな見直しを必要な時期・段階に至っていない。しかし変化への対応については、常に留意している。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的については、個性・特色の明示、法令への適合及び変化への対応に関するこれまでの対応を継続していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

≪1-3 の視点≫

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

法人の目的は寄付行為第2章(目的及び事業)に、大学の目的は大学学則第1章総則第1条(目的)に、保健医療学部の学科構成の目的は大学学則第1章総則第5条(学部)に明記されている。また寄付行為の変更については、理事会で承認される必要があり、また大学学則の変更については運営管理会議で審議され、さらに理事会で審議されたうえで承認される必要がある。このように法人及び大学の目的、学務運営等は、夫々の明記する規定の審議・承認の手続きの過程において、役員及び教職員の理解と支持を得ている。開学後はFD活動の中で、新任教員を含めた全教職員を対象にして大学の使命・目的及び教育方針等の理解を深めるよう努めており、支持されているものである。

1-3-② 学内外への周知

大学の理念、教育目的については、本学の校舎内(エントランス、学生食堂、図書館)、各教室に掲示し、学生及び教職員に周知し、また大学のホームページには、本学の理念及び教育目標等を明記し、広く学内外に公表している。また本学の学生便覧や大学案内には本学の大学の理念、教育目的を明記し、さらに入学式の学長式辞や大学の行事における挨拶等において、本学の基本理念、教育目標等について触れ、内外の関係者の理解を深めるようにしている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

建学の理念、教育目的に基づき計画的・戦略的視点にたって、教職員の意見を広く求めたうえで、中期的計画の一環として修士課程の設置に向けて検討を重ねている。

大学の理念に基づく教育目的及び教育目標は、本学が掲げる3つのポリシーであるディ プロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映され、保健医療 学部看護学科、リハビリテーション学科の目的と整合性がとれている。

湘南医療大学学位授与方針(ディプロマポリシー)では、本学の理念・教育目的をコアにして、看護及びリハビリテーションの専門職として高度な知識と技術を身につけ、チーム医療を推進、科学的根拠に基づく主体的な問題解決に向けて実践することができる、などを掲げ、卒業要件及び履修方法として修学年限とともに 126 単位以上の修得を規定している。またカリキュラムポリシーについては、他職種と連携し、チーム医療を推進するこ

とにより多様なニーズに適切に応えられる豊かな人間性を備えた人材を養成するために、 カリキュラムラダーを提示し、本学の理念の理解を深めるように作成している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教員研究組織は、保健医療学部、図書館からなり、保健医療学部には看護学科とリハビリテーション学科(理学療法学専攻と作業療法学専攻)で構成されている。入学定員は看護学科80名、リハビリテーション学科80名(理学療法学専攻40名、作業療法学専攻40名)で、看護学科では看護師と保健師の養成を、リハビリテーション学科では理学療法士、作業療法士の養成を行っている。

両学科では、本学の理念「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、教育目的の「高度な専門知識と技術」「チーム医療を推進できる」「豊かな人間性」「地域社会に貢献できる」など軸に看護職、リハビリテーション職の養成を機能的かつ効果的に展開している。これらに必要な適切な人員の教員及び教育研究設備を確保して、保健医療学部としての最適な教育環境も目指した中で講義、演習活動等の実施と教育研究活動を展開している。

(3) 1-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の理念及び教育目的を明確化し提示しており、学内外への周知も十分に努めているが、とくに学外への周知についてはオープンキャンパスや高等学校訪問などに加えて、ホームページの更なる改訂を重ねて周知化を深めていく。また学長のリーダーシップによる教育及び研究活動の一層の充実と活性化を図り、同時に教職員にはFD委員会主催の研修会にて本学の教育方針や教授法等の工夫、改善を追求しながら、同時に本学の学生教育環境の整備や施策などについては運営管理会議を中心に検討を重ねていく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

≪2-1 の視点≫

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、本学の建学理念・目的、教育目的に則り保健医療学部の各学科でアドミッションポリシーを定めている。

[看護学科]

- ・入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- ・人が好きで、生命に対する倫理観がしっかりしている。
- ・保健・看護に対する意欲や関心が高く、この分野に貢献したいという目的意識と情熱を 持っている。
- ・入学後も生涯にわたって自己啓発・自己学習・自己の健康増進を継続する意欲がある幅 広い人間性、協調性と柔軟性を持ち、周囲の人々と良好な関係を保つことができる。
- ・自分の行動や考えに責任を持つことができる。

[リハビリテーション学科]

- ・思いやりと敬意をもって他者と接することができる。
- ・保健・医療・福祉・教育・研究に対する意欲や関心が高く、この分野に貢献したいとい う目的意識と情熱を持っている。
- ・知的好奇心と創造性に富み、主体的、継続的に勉学する姿勢を持っている。
- ・積極的に課題を探求し、問題解決のために前向きに努力する。
- ・自らの行動や考えに責任を持ち、物事に真摯に取り組める。

このような入学者受入れの方針を周知するため、大学案内やホームページで建学理念・目的、教育目的を明示するだけでなく、受験者、受験者の保護者を対象としたオープンキャンパス、入試対策説明会、高校教員説明会を複数回開催して、詳細に説明を行っている。さらに、開学当初より入試・広報の職員が、神奈川県下の高等学校を中心に高等学校を個別に訪問して、詳細に説明を行っている。

2-1-② 入学者受入れ方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学の入学試験制度は、入学試験委員会で厳正に審議・検討され、保健医療学部にふさ わしい学生の確保のための入学試験を実施している。同委員会の構成員は、学長、副学長、 学部長、学科長、専攻長、事務部長及び学長が指名する者である。入学試験は全教職員が協力して実施している。合格者は入学試験委員会の審議結果に基づき、教授会及び運営管理会議の議を経て、学長が決定する。

本学は、学生募集要項の冒頭には上記のアドミッションポリシーを明記し、受験生及び 関係者への周知を図っている。そして、本学の建学理念・目的、教育目的を十分に理解す るとともに、学修に対する積極性と意欲を持ち、保健医療学部に相応しい人間性と個性を 持った学生の選抜を、学生受け入れの方針としている。

本学で実施する入学試験方法は、A0 入試、公募型推薦入試 (I期・Ⅱ期)、指定校推薦入試、一般入試 (I期・Ⅲ期・Ⅲ期)、大学入試センター試験利用入試 (I期) の8方法である。試験日程に関しては、本学で学びたいという学生を選抜することを目的に、他大学の試験日程と極力競合しない日程を設定している。

各入学試験区分の選考方法と試験科目を表 に示す。

入試区分	選考方法・試験科目
AO 入試	個人面接、出願書類、一般常識調査を総合して判定する。
	一般常識調査は、大学で学ぶために最低限必要な知識について問う試験
	である。個人面接では、様々な角度から志望動機や大学での学修への意
	欲を質問する。
公募型推薦入	総合問題試験、個人面接、出願書類を総合して判定する。
試(Ⅰ期・Ⅱ期)	総合問題試験は、大学で学ぶために最低限必要な知識について問う試験
	である。個人面接では、様々な角度から志望動機や大学での学修への意
	欲を質問する。
	高等学校または中等教育学校在学中の学習成績・態度・活動を中心とし
	て、基礎的な学力と人物像を加味して総合的に判断し、合否を決める試
	験である。
	なお、公募型推薦入試においては、試験願書出願時点における高等学校
	の全科目の評定平均値が、Ⅰ期では3.4以上、Ⅱ期では3.2以上と定め
	ている。
指定校推薦入	総合問題試験、個人面接、出願書類を総合して判定する。
試	総合問題試験は、公募型推薦入試と同程度の大学で学ぶために最低限必
	要な知識について問う試験である。個人面接では、様々な角度から志望
	動機や大学での学修への意欲を質問する。
	本学の指定校制度は、高等学校または中等教育学校における学業成績が
	優秀で、かつ、本学への入学を強く希望し、入学後の学修、学生生活に
	対する明確な志向と意欲を持つ生徒を高等学校長の推薦により、特別枠
	での受験を許可する制度である。
一般入試(I	個別学力試験、面接、出願書類を総合して判定する。
期・Ⅱ期・Ⅲ期)	各試験における個別学力試験を以下に示す。
	[I 期] マークシート方式
	看護学科:【必須】英語(コミュニケーション英語 I・Ⅱ/英語表現 I)、
	国語(国語総合〈古文・漢文を除く〉)【選択】数学(数学Ⅰ)、理科(化
	学基礎)、理科(生物基礎)の2教科3科目の中から1科目選択
	リハビリテーション学科:【必須】英語(コミュニケーション英語 I・
	Ⅱ/英語表現Ⅰ)【選択】国語(国語総合〈古文・漢文を除く〉)、数学
	(数学 I)、理科(化学基礎)、理科(生物基礎)の3教科4科目の中か

ら1科目選択

[Ⅱ期・Ⅲ期] マークシート方式

看護学科:英語(コミュニケーション英語 I・Ⅱ/英語表現 I)、国語 (国語総合〈古文・漢文を除く〉)の2教科2科目

リハビリテーション学科:英語 (コミュニケーション英語 $I \cdot II /$ 英語表現 I) の 1 教科 1 科目

面接では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。 ※リハビリテーション学科に関しては、I期・II期・III期ともに理学療 法学専攻と作業療法学専攻の間の第2志望が可能である。

大学入試セン ター試験利用 入試(I期)

センター試験結果、出願書類、面接(看護学科のみ)を総合して判定する。

試験教科・科目を以下に示す。

[]期]

看護学科:【外国語】「英語」と【国語】「国語(近代以降の文章)」は必須、【数学】「数学 I」、「数学 I・数学 A」、【理科】「生物基礎」、「化学基礎」、「物理基礎」、「生物」、「化学」、「物理」のうち、基礎を付した科目から 2 科目、または基礎を付さない科目から 1 科目を選択。

リハビリテーション学科: 【外国語】「英語」は必須、【国語】「国語(近代以降の文章)」、【数学】「数学 I」、「数学 I・数学 A」、【理科】「生物基礎」、「化学基礎」、「物理基礎」、「生物」、「化学」、「物理」のうち、基礎を付した科目から 2 科目、または基礎を付さない科目から 1 科目を選択。

面接(看護学科のみ)では、様々な角度から志望動機や大学生活への意欲を質問する。

※【外国語】「英語」については、大学入試センター試験の配点が 200 点満点のため、100点満点に換算し、リスニングの成績は利用しない。

各入学試験における面接試験は、面接要綱を作成し、それに従って実施している。面接時の質問については質問例を作成し、受験生間で質問内容に大きな差異が生じないように取り組んでいる。また、面接要綱の内容に関しては、適切な面接試験実施のために各学科において改訂を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去2年間の志願者数は、いずれの年度も入学定員を上回っており、志願倍率は4.5~6.0倍を維持している。平成28(2016)年度の入学試験における志願者数と志願倍率は、全学で959人・6.0倍、看護学科で516人・6.5倍、リハビリテーション学科理学療法学専攻で323人・8.1倍、リハビリテーション学科作業療法学専攻で120人・3.0倍となっている。

本学の過去 2 年間における入学定員に対する入学者の比率は、看護学科で $1.25\sim1.02$ 、リハビリテーション学科理学療法学専攻で $1.15\sim1.08$ 、リハビリテーション学科作業療法学専攻で $1.02\sim1.07$ となっている。入学定員に対する入学者の比率の適切な管理に努めている。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

学生募集要項への掲載をはじめ、定期的に実施しているオープンキャンパスを通して、本学のアドミッションポリシーについて、受験生ならびに保護者を含めて周知していくことに努める。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

アドミッションポリシーに基づいて学生を受け入れているが、より本学のアドミッションポリシーに合致した学生を確保できるよう、入試方法も見直していく。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

高校訪問等の学生確保に関する方策を再考し、多くの受験生につなげていくとともに適切な学生確保を目指していく。

2-2 教育課程及び教授方法

≪2-2 の視点≫

- 2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の教育目的は、学則第1条に「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする、と定めている。

そして、学部ならびに学科の教育目的等を次のように定めている。

1. 保健医療学部の教育目的

保健医療学部の教育目的として、1. 保健医療学部は、保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。2. 保健医療学部は、他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成する。3. 保健医療学部は、主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を養成する。と定めている。

2. 看護学科の教育目的・目標

看護学科は、幅広い視野で人間を理解できる教養を備え、専門職業人としての倫理観を育み、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を身につけ、地域・社会に貢献できる能力をもつ人材の養成を目的とし、1. 生命に対する畏敬の念をもち、倫理に基づいた行動ができる能力を養う。2. 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解する能力を養う。3. 科学的根拠に基づき人びとの健康上の課題に対処できる能力を養う。4. 関連職種と連携・協働し看護を実践する能力を養う。5. 人として自己成長を続けながら地域に貢献することができ

る人材を養う。という目標を定めている。

3. リハビリテーション学科の教育目的・目標

リハビリテーション学科は、多様化する個人・家族・社会のニーズに柔軟に対応し、地域において問題解決能力と実践力を発揮できる人材の養成を目的とし、1. 対象者を全人的に理解し、専門性をもって個人の生活を支援する高い倫理性を養う。2. 理学療法学専攻では身体機能の専門職として健康増進、疾病・介護予防、治療にする知識と技術を養う。3. 作業療法学専攻では主に身体と精神に障害を持つ人の社会的役割、QOL、意欲、環境など生活(作業)再建と健康に関する知識と技能を養う。4. 地域を基盤とした包括的・継続的なリハビリテーションを学び、保健・医療・福祉・教育・産業の分野で幅広く貢献できる実践能力を養う。5. 卒業後も自己研鑽に努め、探究する姿勢を身につける。ことを教育目標と定めている。

そして、大学の理念、教育目的及び学部の教育目的・目標を踏まえたカリキュラムポリシー(教育課程編成方針)を次のように定めている。

1. 看護学科のカリキュラムポリシー

- 1. 「教育理念の醸成と看護観や倫理的感性の涵養」を目的とした科目を基盤におく。
- 2. 「豊かな人間性と人びとの健康課題を理解する」科目をおく。
- 3.「看護の専門科目を学習し知識・技術を学ぶ」科目をおく。
- 4. 「専門的な知識と看護実践能力を養う」科目をおく。
- 5. 「既習内容を統合・発展させ応用力を養う」科目をおく。
- 2. リハビリテーション学科のカリキュラムポリシー
 - 1. 「教育理念の醸成と倫理的感性の涵養」を目的とした科目を基盤におく。
 - 2.「ひとや社会を知り、学際的思考を身につける」科目をおく。
 - 3.「理学療法・作業療法と医学の基礎を学ぶ」科目をおく。
 - 4. 「専門的な知識・技術を養う」科目をおく。
 - 5. 「実践力・応用力を養う」科目をおく。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学の教育課程は、学部の教育目的を達成に向けて①看護学科及びリハビリテーション学科の共通科目として教養を修得するための「総合教育科目」。②将来の専門職として必要な知識・技術を修得するための看護学科:「専門基礎科目」「専門科目II」「統合科目」「公衆衛生科目」、リハビリテーション学科:「専門基礎科目」「専門科目」の2つに大別することができる。各学科が2つに大別された科目を4年間に渡りバランスよく構成し、それぞれが連携し体系的・段階的に学ぶことができるように編成しています。実習科目については、看護学科では各専門領域区分の中に臨地実習を含め、リハビリテーション学科では、科目区分として「臨床実習」を立てた構成となっている。また、教育課程は、対象者の全人的理解や、専門分野に関する知識・技術ならびに他職種・関連分野への理解を深めることができるよう編成し、さらに地域医療・地域保健のみならず、福祉や行政など地域社会全体への関心を促す科目を編成している。

1. 看護学科

①総合教育科目

幅広い視野で人間を理解する科目の充実を図るために、「人間とコミュニケーション」、「人間と文化」、「人間と健康」、「人間と情報」、「人間と環境」、「人間の本質と尊厳」の6区分に分類した。その内、「人間と文化」、「人間と情報」、「人間の本質と尊厳」は1年次に履修し、その他の科目群は2年次、4年次にも履修できるように配置した

②専門基礎科目

専門基礎科目は、「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復」と「健康支援と社会保障制度」に分かれている。

「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復」では、総合教育科目の「生物学」、「物理学」、「生化学」等の科目を基礎として、人間の身体面の健康を理解するために必要な「人体の構造・機能Ⅰ」、「人体の構造・機能Ⅱ」、「病態Ⅰ(診断と治療)」、病態学Ⅱ(診断と外科的治療、救急と麻酔学含む)」、「病態学Ⅲ(診断と治療)」、「微生物学」、「病理学」の科目を設定した。

また、「健康支援と社会保障制度」では、人間の心身の健康、健康な生活を保持・ 増進する上で必要となる専門的な知識を幅広く理解するために「現代医療論」、「疫 学」、「精神保健論」、「臨床心理学」、「保健統計学」、「看護関係法規」、「臨床栄養学」 等の科目を設定した。

③専門科目 I

専門科目 I は、基礎看護学として看護学の基盤となる知識・技術を中心に、安全性と安楽性を考慮した看護の基本を学修する。

④専門科目Ⅱ

専門科目Ⅱは、専門看護学として、対象の成長・発達段階、健康状態に応じた臨床看護の実践能力を身につけることを目的とした。

⑤統合科目

統合科目は、既習の知識を基盤として、主体的にその内容を深め統合し、幅広い 視点で看護を考え発展させることができる能力を培うことを目的とした。

⑥公衆衛生科目

看護職として必要な公衆衛生看護について、地域で生活するすべての人々の健康 の保持・増進を目指す公衆衛生看護および健康危機管理の基礎的知識を学修する。

⑦臨地実習

臨地実習は、相手の立場に立ち、知識を統合し、科学的・理論的判断に基づき、 相手に適した看護を実践する。その活動を通して看護実践の基礎を培うことを目的 とする。

そのために、表1に示すように、1年次から4年次までの4段階とし、様々な場所で、ライフステージや健康レベルの異なる生活者を対象に、実習が積み重なるように設定した。

表1. 臨地実習の概要

学年	実習科目	単位	実習場所
1年次後期	基礎看護学実習 I	1	病院
2年次後期	基礎看護学実習Ⅱ	2	病院
3年次後期	成人看護学実習 I · Ⅱ	6	病院
(平成 29 年度~)	老年看護学実習 I・Ⅱ	4	介護老人保健施設、病院
	小児看護学実習	2	病院、幼稚園
	母性看護学実習	2	病院
	精神看護学実習	2	病院、社会復帰施設
4年次前期	在宅看護学実習	2	
(平成 30 年度~)	統合実習	2	

第1段階1年次:看護実践の基礎を学習するために基礎看護学実習 I がある。

第2段階2年次:看護過程の展開を通して、生活行動の援助を中心に、対象者に適

した援助のプロセスを学習するために基礎看護学実習Ⅱがある。

第3段階3年次:対象特性を踏まえた援助を積み重ね、看護実践能力の基礎を学習

するために成人・老年・小児・母性・精神看護学の専門看護学の

臨地実習がある。

第4段階4年次:看護を応用・発展させ、関連職種と協働し、地域住民の多様なニ

ーズに応じた看護を学習するために、在宅看護学実習、統合実習

がある。尚、保健師課程履修者には公衆衛生看護学実習がある。

2. リハビリテーション学科

①専門知識に基づいた高い実践能力の教育

変動するリハビリテーションの中核を担う理学療法士・作業療法士を養成するために、高齢者や障害(児)者の機能回復だけではなく、対象者の社会参加の支援や障害予防等、社会的ニーズに対応する授業を展開している。特に、病院の医師等を中心に最新の疾病医療を学ぶ「一般臨床医学」や「脳神経外科学」、今日の高齢社会において必須の「老年医学概論」等の専門基礎科目を配置し、疾病・障害の基礎から実際の臨床例を交えた講義を実践している。また、リハビリテーションを受ける対象者の心理的側面を理解するために「臨床心理学」、高齢やその他の疾患等を起因とする視点を学ぶために「終末期医療論」。対象となる人を法的に支持するために「医療制度と関連法規」を配置し、広く臨床的な医療、精神、社会的なリハビリテーションに必須な専門的基礎科目を設けている。

理学療法学専攻では、今日大きな発展を続けている治療訓練の再現性の確保、十

分な治療訓練量の確保、セラピストや介護者の身体的負担の軽減を目的として、自立支援ロボット、介護支援ロボット等の従来の医学的知識に基づくトレーニングだけでなく、ロボティクスリハビリテーション技術を効果的に活用し、さらには開発・効果判定に積極的に介入するために、バイオメカニクスの基礎を学ぶ動作解析学をはじめとして「義肢装具学」、「リハビリテーション工学」等、人間工学の観点を用いた評価・治療・環境整備・生活支援について学ぶ。

作業療法学専攻では、実践における観察力と分析力を駆使して得られた結果を、論理的な思考により統合できるように、「作業療法理論」や「クリニカルリーズニング」を設けた。

②チーム力を発揮できる教育

チーム医療においては、各専門職が高い知識・技術を身につけるだけではなく、 他職種との密接な連携のために、対人関係能力や意思疎通力、さらにメンバーのやる 気を高める動機づけ能力等のコミュニケーション能力が求められる。そのために、 リハビリテーション学科では、「理学療法概論演習」、「運動学演習」、「動作解析学」、 「日常生活活動学演習」、「地域理学療法学演習」、「理学療法研究法演習」、「日常生 活支援論」、「生活環境整備論」、「社会生活支援論」、「クリニカルリーズニング」等 において課題解決型学習を通して、臨床現場における臨機応変な課題解決能力を高 められるように専門科目の授業を設けている。

理学療法専攻では、関連する職種と連携し、対象者に必要なアプローチを総合的に 実践できる理学療法士教育のために、看護師による吸引のデモンストレーション、助 産師による「ウーマンズへルスケア」の講義、作業療法士による「司法精神科作業 療法」、「生活支援機器論」、「地域高齢者支援論」の講義等、他職種による講義を積 極的に導入、各々の立場と役割を学ぶことでチーム力の素養を養う。

作業療法専攻では、多職種で協業できる職業能力を養うことを目指し、学部間で 共通した演習を通して学修する「チーム医療論」等を設置した。また、専門科目の 「司法精神科作業療法」、「地域高齢者支援論」、「地域作業療法学」等において、事例 を交えたチーム連携の実際を、学内外の多職種の協力・参画を得て学ぶ。

③地域に貢献できるリハビリテーション専門職の教育

近年のリハビリテーションが医療機関から保健・福祉・行政など地域分野へのニーズへと拡大していることを受け、関連する多職種と連携し、地域社会において対象者に必要なアプローチを総合的かつ卒業後すぐに実践できるように、「チーム医療論」、「国際保健医療論」、「社会福祉論」、「コミュニケーション論」、「医療制度と関連法規」、「老年医学概論」、「終末期医療論」、「保健行政論」「社会福祉論」等の科目を設置した。

理学療法専攻では、「地域理学療法学」、「バリアフリー」、「リハビリテーション工学」、「医療制度と関連法規」、「終末期医療論」、「司法精神科作業療法」、「地域高齢者支援論」等の科目を設置することで、多角的な地域リハビリテーションのアプローチ方法の知識と技術を学修する。

作業療法専攻では、地域包括ケアシステムの中で的確な実践ができるように、地域 に貢献できる作業療法士育成のため、

専門科目における認知症関連の科目を充実させる。医学的な基礎知識の修得だけではなく、「老年期作業療法学」、「作業療法特論IV(老年期障害)」、「地域高齢者支援論」等の科目により、地域における実際の生活に焦点を当てた評価と介入について学修する。

④リハビリテーション学科の先修科目

教育課程は、配当年次、必修・選択の区分等、学修の順序性等を考慮し、教育効果が得られるように定めている。専門科目中で一部の授業科目については、次のように履修要件として先修科目を示している。

(ア) 理学療法学専攻

「見学実習 (理学療法)」を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、1年次前期に配置された科目をすべて履修していなければなりません。

「評価学実習」を履修するためには、3年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目をすべて修得済みであり、「理学療法特論 I」を履修していなければなりません。

「総合臨床実習 I (理学療法)」と「総合臨床実習 II (理学療法)」を履修するためには、3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得済みであることが必要です。

(イ) 作業療法学専攻

「見学実習 (作業療法)」を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、1年次前期に配置された科目をすべて履修していなければなりません。

「検査・測定実習」を履修するためには、3年次前期までに配置された専門基 礎科目と専門科目をすべて履修していなければなりません。

「評価実習」を履修するためには、3年次前期までに配置された専門基礎科目 と専門科目をすべて修得済みであり、「作業療法評価学総合演習」を修得見込 みであることが必要です。

「総合臨床実習 I (作業療法)」と「総合臨床実習 I (作業療法)」を履修するためには、3年次までのすべての専門基礎科目と専門科目を修得済みであることが必要です。

また、学科において、次のような教授方法の工夫・開発を行っている。

看護学科

教授方法の工夫・開発については、授業に対する評価、FD研修会を参考に検討し、 改善に取り組んでいる。

<授業に対する評価>

1)授業ごとに学生の理解状況をリアクション・ペーパーや小テストなどで確認し、そ

の都度教授方法の検討・修正を行っている。

- 2) 授業の最後日に実施している授業評価アンケート結果を基に、リフレクション・ペーパーに今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図・工夫した点について記載し大学に提出している。このリフレクション・ペーパーに記述することで、次年度に向けた課題の明確化が図られている。
- 3) 教員相互の授業参観により、シラバスとの整合性、授業運営・構成、授業スキルについて他教員から評価を受け、授業計画を検討する機会を作っている。

< F D 研修会>

2 か月に1回行われている大学の研修会において、年1回の割合で行われる授業研究の中で、学生の理解を促す授業の工夫や実例の発表を参考に、教授方法の工夫や開発を検討している。継続的な授業研究の努力をしている。

リハビリテーション学科

入学時に基礎的な国語力や理科系科目の学力が不十分な学生には、能力の向上を目指すため、国語の補習授業や基礎学力向上のための講義や小テストを行い、学生が一定水準の学力が得られるようにしている。専門科目においては、特に、解剖学、生理学等、理解と暗記が求められる科目については、早い時期から国家試験を見据えた補習や小テスト等を繰り返し、知識の定着を促している。これらの授業は単位に認定されないが、学生の学力向上に役立っている。

国家試験に対する対策として、1年生から、様々な授業で国家試験問題に触れ、具体的な問題に対する意識づけと共に、学修の指針が得られるようにしている。また、過去問やオリジナルの問題等の模擬試験を繰り返すと共に、習熟度別の国家試験ゼミを作り、教員のもと、学生が積極的に国家試験合格に向けて学ぶことができるようにしている。

授業は内容によって、教員による一方向的な講義形式の教育だけではなく、学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る発見学習、問題解決学習、体験学習等のアクティブ・ラーニングを実施することにより、リハビリテーションの技術修得を促進している。

< F D研修会>

両学科では、2か月に1回行われている大学の研修会において、年1回の割合で行われる授業研究の中で、学生の理解を促す授業の工夫や実例の発表を参考に、教授方法の工夫や開発を検討している。継続的な授業研究の努力をしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は前述の教育目的、教育課程編成方針をもってカリキュラムを運用しているが、常に構成内容に気を配り、時代を見据えた編制を今後も実施していく。

2-3 学修及び授業の支援

≪2-3 の視点≫

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己評価

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学生への学修及び授業の支援に関しては、教務委員会及び学生支援委員会並びに担任制度、オフィスアワー制度を中心にして、また学年別ホームルーム、など全学的に取り組んでいる。学修障害を呈する学生に個別の面接・支援・指導をチューター、担任・副担任その他の教員が綿密・頻回に行っている。家庭の事情、経済状況など学修に係る事柄では教員と職員が協働し、さらに課題に応じて全学的に解決に取り組んでいる。

以下に具体的な学習及び授業の支援について説明する。

(ア)授業計画(シラバス)の充実

シラバスは、平成 27(2015)年開学時より教務委員会を中心に毎年掲載内容を改善してきており、平成 28 (2016) 年度シラバスでは、各科目に授業概要、授業の到達目標を明記し、講義日程毎のテーマを単元として示し、その内容の具体的説明を簡明に記し、その課題に対する事前学習並びに事後学習の時間と学習すべき事柄を明記した。教科書、参考書を挙げ、質問等個別学習の時間をオフィスアワーとして示し、成績評価の方法を明示した。

(イ) オリエンテーションの実施

- 1) 新入生オリエンテーションは、医療系大における医学・医療における膨大な知識の理解と記憶が必須な基本となるため、意欲と希望を実現する大学生活への円滑な移行を支援するため、教員と職員が協働し、入学後3日間実施している。学生生活全般、図書館、パソコンルーム、など学習支援施設、本学独自の返済不要を含む各種奨学金、4年間における授業の構成と相互関連、履修登録など学修に関わる事、健康管理(健康診断、予防接種、保健・医療受診)、学生保険など将来の実習で接する患者を含め自身の生活安全についてなど、学修及び学生生活に必要な情報を提供している。
- 2) 在学生オリエンテーションは、教員と職員が協働し、各学年開始時に実施している。履修登録、学生生活等について成果をあげるための具体的方法・注意点を述べる。

(ウ) 教員による学修支援

看護学科は20名程度に2名のチューター、リハビリテーション学科は担任1名並びに副担任1名の教員を配置して、学修支援と学生生活支援について、以下の項目で

行っている。

- ・履修科目の登録
- 履修状況
- ・経済を含む家族的事柄
- ・奨学金、アルバイトなど
- ・学修、学生生活、健康などについての悩み相談
- ・成績不振に潜む学習障害の問題
- ・心身の障害を持つ学生に対する学習支援
- ·休学、復学、退学
- その他

(エ) 初年次教育

大学での学び方と学習に必要なツールの活用方法を学ぶことを目的に、新入生の学習ガイダンスを 4 月~5 月に全5 回実施した。内容としては、講義の聴き方、ノートの取り方、予習・復習の進め方、レポートの書き方等の講義と、ワード文書作成のスキルアップ、文献検索の方法の講義・演習であった。ワード文章作成ではコンピュータの管理を担当している事務職員に、文献検索の方法では図書館司書に、講義及び演習の担当を依頼した。教員と担当職員で内容を検討し、演習では協働して学生の指導に当たった。論理的な思考に基づく文章作成の実際を学ぶために、最後にレポート課題を課し、返却時に教員による個別指導を行った。学生の出席率も良く、実施後の学生評価では、96%が「今後の学習に役に立った」と答え、各内容に関しても 90%が「適当」と回答していた。

(オ) 学年別実習ガイダンス

1年次及び2年次の臨地実習前に、臨地における学修の心構えと学び方、関連するルールについて看護学科独自に作成した臨地実習ガイドラインを用いて説明し、学生が学修目的の到達を目指して準備するのを支援した。教員は教育目的・目標、単位認定、学修者としての基本的な姿勢とルール、健康管理、災害発生時の対応等について担当した。事務は実習定期等の証明書や諸届に関する説明を担当した。感染症等による追実習学生に対して、臨地実習ガイドラインに基づいて適切に対処した。履修した1年生、2年生ともに全員単位を修得した。

(カ) 休学者、退学者への指導

休学者はその兆候を受講態度、授業への欠席、試験での不可点などで示す場合が多く、教員間の意思疎通を密にし、早期に兆候をつかみ、チューター、担任・副担任教員が中心になり学生と個人面談を行い、必要に応じて科目担当教員、学科長、専攻長も面談を複数回おこない、密に相談・指導し休学に至らないようにつとめている。しかし休学が現実となる可能性の高まりに応じ保護者との面接をおこない、学生の真の希望に沿って再度奮起するか休学するかを決めるようすすめている。話し合いの結果、休学ではなく進路の変更に至る場合は退学が選択されている。

(キ) オフィスアワー制度について

科目に関しての相談は、シラバスに記載したオフィスアワーにおこなわれるが、教 員が在室の場合は原則オフィスアワーと全教員が理解している。在室中にどうしても 学生の相談に応じられない場合には、時間を約束し必ず相談に応じるようにしている。

(ク) 出欠席管理

出欠席管理システムを導入し、これにより学生の授業への出席状況を把握している。 欠席が多くなることが、学生の休学、退学に繋がることがあるので、これらの学生 を呼び出し、面談を行い、休学、退学に進行しないように対応をしている。

(3) 2-3 の改善・向上計画

学生への学習及び授業の支援に関しては、教務委員会を中心に、教員と職員が協働して全学的にとりくみ、個々の学生に対するきめ細かな支援・相談はチューター、各担任・副担任が中心となって対応していくため、学科会議・専攻会議で十分に情報を共有し、学科担当とも情報共有をはかり学生支援の実を高めていく。各科目の学修の進め方の詳細はシラバス・授業概要に具体的に詳しく、授業概要、到達目標、講義日程、単元、単元ごとのテーマと内容、事前学修すべき事と要する時間、事後学修すべき事と要する時間、評価方法、教科書、参考図書、オフィスアワー、留意事項にわけて明示し、毎年必要に応じて改定している。

両学科ともに4年次の国家試験合格を目標として、1年次より順次計画的に模試を受験させることにより、国家試験受験に対する意識を持たせるとともに、結果については細かい指導を行うことにより、学習効果をあげるよう今後も続けていく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

≪2-4 の視点≫

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

本学の単位認定、進級及び卒業・修了認定については湘南医療大学学則(以下「学則」) 及び湘南医療大学授業科目履修規程(以下、「履修規程」)に則り、適正に運用している。

(ア)単位認定については、学則第30条に「授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。2 試験に関し、必要な事項は別に定める。」と規定しており、試験は定期試験、追試験、再試験の3種類となっている。

また、試験については、履修規程第6条で「試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。」と規定され、追試験は履修規程第9条で「忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目につ

いて追試験を受けることができる。」、第10条で「定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかった場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験を行うことができる。」と規定している。

成績評価については、学則第31条にて「成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。」、履修規程第8条で「成績評価はシラバスに定めた基準を基に判定する。」と規定されている

評価	評点	9° b-1 * 101 G P	単位の授与
秀 (S)	90点~100点	4	
優 (A)	80点~89点	3	授与する
良 (B)	70点~79点	2	
可 (C)	60点~69点	1	
不可 (D)	59点以下	0	授与しない
/	評価対象外	算定しない	評価対象外

- 秀(S)、優(A)、良(B)及び可(C)は合格、不可(D)は不合格とする。
- · 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、GPには算定しない。
- ・ 再試験において単位を授与する場合の評価・評点は可(C(60点))とする。
- ・ 単位を授与されなかった科目は、再履修することができる。
- (イ) 進級については、履修規程第13条において「各学科で指定した授業科目の単位を 修得しなければ、進級または学科で指定した科目の履修ができない場合がある」となっ ている。
- (ウ) 卒業認定については学則 4 5 条につぎのとおり規定されている。「第 4 5 条本学に 4 年以上在学し、第 2 7 条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。」そして、卒業に必要な単位数については「第 2 7 条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は別表 1 のとおりとする。」と規定されている。

別表 1

看護学科卒業要件

区分	必修	選 択	卒業要件
総合教育科目	16単位	17単位以上	33単位以上
専門基礎科目	2 1 単位	1 単位以上	22単位以上
専門科目I	13単位		13単位
専門科目Ⅱ	3 7 単位	2 単位以上	39単位以上
統合科目	13単位	2 単位以上	15単位以上
公衆衛生科目	4 単位	0 単位	4 単位
合 計	104単位	22単位以上	126単位以上

リハビリテーション学科 (理学療法学専攻) 卒業要件

区分	必 修	選択	卒業要件
総合教育科目	15単位	18単位以上	33単位以上
専門基礎科目	27単位	2 単位以上	29単位以上
専門科目	6 1 単位	3 単位以上	6 4 単位以上
合 計	103単位	23単位以上	126単位以上

リハビリテーション学科(作業療法学専攻)卒業要件

区 分	必 修	選択	卒業要件
総合教育科目	15単位	18単位以上	33単位以上
専門基礎科目	27単位	1 単位以上	28単位以上
専門科目	6 1 単位	4 単位以上	6 5 単位以上
合 計	103単位	23単位以上	126単位以上

(ウ)卒業認定については学則45条につぎのとおり規定されている。「第45条本学に4年以上在学し、第27条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。」

また、本学のディプロマ・ポリシーは、次のとおりである。

- 1) 看護及びリハビリテーションの専門職として高度な知識と技術を身につけ、実践することができる。
- 2) 科学的根拠に基づき主体的に行動することにより問題解決に向けて実践することができる。
- 3) 相手を尊重し、他者とのコミュニケーションを通じて良好な関係を築いて発展させることができる。
- 4) 保健・医療・福祉・教育・産業等各界の関連職種と連携し、人々の健康に寄与することができる。
- 5) 幅広い教養と高い倫理観をもち、クライアント中心の医療を主体的に提供することにより地域社会に貢献することができる。
- 6) 卒業後も自己研鑚に努め、生涯にわたり自らの専門領域を実践し続けることができる。

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化については、基準を満たしているが、今後も厳正な運用を遵守していく。

2-5 キャリアガイダンス

≪2-5 の視点≫

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関するための体制の整備

本学は、①保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。②多職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を育成する。③主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を育成する。を学部の教育目的とし、入学してきた学生を4年後には国家試験の受験資格を得るので、に合格させ、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士の資格を取得させてそれぞれが目標とする職業に就かせることを目指しています。

そして、学生が外部の実習施設において実習を行うことは、大学を卒業すると同時に看護職等としての仕事に就く際の社会的、職業的自立に関して大きく影響を与えるものであり、学生自身の職業観、倫理観を育成するためにも、重要なカリキュラムの一つであり、本学では実習もキャリア教育の延長上にあるものだと考えています。

また本学は、グループに多数の病院や介護老人保健施設等を抱えており、実習の施設確保、就職先選択肢の一つという両側面からもキャリア形成については充分に対応できている。

臨地実習の概要 (看護学科)

実習科目	学年	単位	実習施設
基礎看護学実習I	1年次後期	1	病院
基礎看護学実習Ⅱ	2年次後期	2	病院

臨地実習の概要(リハビリテーション学科)

実習科目	学年	単位	実習場所	
【理学療法学専攻】				
見学実習	1年次後期	1	病院	
実習科目	学年	単位	実習場所	
【作業療法学専攻】				
見学実習	1年次前期	1	病院	

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

本学は平成27年度開学なので、現在は2年生までしかいないが、今後、国家試験に関する対策にも力を入れていくこと、就職に対する支援について進めていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2-6 の視点≫

- 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学は、保健医療に関する高度な専門知識と技術を有する人材を養成することを教育目的としており、国家資格を取得することは大きな目標の一つとなる。そのため、国家資格合格状況及び就職状況は、教育目標の達成状況を評価する手段となる。現在本学はまだ開校して3年なので、国家試験受験者および卒業生は輩出していない。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学は開学当初の平成 27 年度前期から、各学期末の最終授業後に、学生による授業評価アンケートを科目ごとに実施しており、FD 委員会が取りまとめを行っている。このアンケートにより、教員の授業状況だけでなく学生自身の授業への取組み姿勢についての把握にも努めている

今後の授業に役立てるために、教員の授業内容・方法、学生の学修状況が各担当教員に フィードバックされ、改善への取り組みがなされている。

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

国家資格の取得状況、就職状況

授業の改善については、学生による授業評価アンケートを継続し、FD 委員会が結果を 取りまとめ、科目担当教員へフィードバックして授業内容・方法の改善を促進する。また、 FD 委員会が運営する研修を受講することにより、教員全体の教育力の向上に努める。

2-7 学生サービス

≪2-7の視点≫

- 2-7-① 学生生活の安定のための支援
- 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学では、全学的に学生を支援する機関として学生支援委員会、事務局の学生支援担当が担当している。看護学科では学年混合のチューター制、リハビリテーション学科では学年別のクラス担任制で教員を配置し、各学科の教育目的・目標の到達を目指して入学から卒業までのきめの細かい継続した修学・学生生活等の支援を行っている。また、全教員がオフィスアワーを設け、教員が学生の質問や相談に積極的に対応している。

事務局の学生支援担当職員は、日常的な学生生活に関する業務を担当している。窓口対応時間は、平日の8時50分から17時である。主な業務は次のとおりである。

- 1) 学生の在学証明書、成績証明書、卒業証明書、卒業見込証明書、通学証明書、学生 旅客運賃割引書等に係る発行に関すること
- 2) 学生証の発行に関すること
- 3) 学生生活、生活指導に関すること
- 4) 施設使用に関すること
- 5) クラブ等設立等に関すること
- 6) 提携寮に関すること
- 7) 学生の保険に関すること
- 8) 奨学金に関すること
- 9) 就職、進学に関すること

学生の課外活動には、開学1年目から大学祭とサークル活動がある。

大学祭は毎年秋に開催しており、平成 28 年度は 10 月に 2 日間開催した。学生を中心に参加団体は 26、来場者数は 597 名であり、どちらも平成 27 年度を上回った。開催に際しては、大学祭学生実行委員の主体的な活動を学生支援委員会の教職員が支援し、打ち合わせや広報、衛生管理等について助言した。

サークルは平成28年度、下表の通り15団体が活動している。サークル数は年々増加している。専任教員が顧問となり、活動の指導を行っている。

フットサルサークル	ブレーブリー(バドミントン)	Track and Field サークル(陸上)
テニスサークル	DANCE サークル	漫画研究サークル
軽音サークル	バスケットボールサークル	スキー・スノーボードサークル
湘南医療大学ボランティアサークル	ハンドメイドサークル	Sums Base Ball (野球サークル)
映画鑑賞サークル	サブカルチャー研究同好会	SUMS VOLLEY BALL CLUB(バレーボールクラブ)

また、ほかに学生に対する支援として挙げられるものとして本学学生の学業継続を援助することを目的として、グループが運営している奨学金・修学資金がある。本制度の利用を希望し、選考基準に適合する学生に対しては、月額 50,000 円もしくは 30,000 円が奨学金として支給されるとともに、さらに希望する学生には修学資金として月額 30,000 円が貸与される。

そして、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談については学校保健法に基づく年 一回の健康診断の結果について、校医や保健師による健康相談窓口を設置している。その 他にも、学生の心身についての相談に対しては、カウンセリング室が学内に設置され、専 従のカンウンセラーが対応している。さらに、学生が体調を崩した場合には、大学に隣接 する関連病院を即時利用できるシステムがあり、必要により専門的なサービスを早急に受 けることが保障されている。

そして、学内でのルールやマナー意識の低下、SNS に関する諸問題への注意喚起を含めて全体指導の場を設けるなどして、対応を実施しているとともに本学では、ハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応を目的とした組織として、本学ではハラスメント防止委員会を設置するとともに、防止規程を定めている。また、相談窓口として専用のメールアドレスを掲示し、個人情報保護と守秘義務の原則にのっとり相談に対応している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

現在、本学において学生生活改善として意見を聞いているのは、学生食堂と売店について、自由に意見を出せるよう、意見箱を設置しているところではあるが、今のところ、学生からの意見はあまり多くはない。

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

学生生活に関する教員、事務での対応についてはまずまずの成果が上がっているが、学生の意見等の受入れや分析を積極的に行っていき、今後の学生生活全般についての支援につなげていくよう、力を入れていく状況ではないかと考える。

2-8 教員の配置・職能開発等

≪2-8 の視点≫

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

大学における専任教員の数については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号) 第13条によれば、「別表第1により当該大学におく学部の種類及び規模に応じ定める 教授等の数と別表2により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数 以上とする」とされている。教員組織の編成に当たっては、教育目的、目標に従った 教育課程と密接に関係することから、基礎専門科目は看護学科、リハビリテーション 学科共通の科目は、専任である教授を配置した。また、両学科共に専門科目は、教育 目標を実現するために十分な教育または研究業績を有する専任教員を配置している。

・教員数 平成28年5月1日現在

(単位:人)

学科	専任教員数						非常勤
子 作	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	講師
看護学科	11	6	2	3	1	23	
リハビリテーション学科	7	6	6	1		20	~ ~
(内訳) 理学療法学専攻	4	3	2	1		10	85
(内訳) 作業療法学専攻	3	3	4			10	
合 計	18	12	8	4	1	43	85

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめ とする教員の資質・能力向上への取組み

(1) 教員の採用、昇任等については

本学において助教以上の教員採用については「湘南医療大学教員採用基準に関する 規程」に基づき、学術論文、業績内容、学会発表、さらに教育業績について大学運営 管理会議にて審査、選考し、採用候補者を決定する。その後、候補者を理事会に推薦 し、理事会にて審議し、理事長が任命する。

また、教員の昇任については、「湘南医療大学教員昇任基準に関する規程」に基づき、研究能力及び業績、教育能力及び業績、学内業績への貢献、社会貢献の評価により大学運営管理会議にて審査、選考し、昇任候補者を決定する。その後、候補者を理事会に推薦し、理事会にて審議し、理事長が決定する。

(2) 教員評価

本学では、教員評価として学生による授業評価を実施している。質問項目は約20項目あり、項目には次のような「授業は一方的ではなくコミュニケーションはとれているか、授業は良く準備されていたか、教員の話し方は聴き取りやすかったか、板書や配布物、掲示資料は読みやすかったか」の関わり方を含めて質問をしている。

そして、集計をしたアンケート結果については各教員に返却し、授業改善の基礎資料として活用してもらっている。そして、リフレクション・ペーパーの作成、提出を依頼している。さらに、評価結果は学内に掲示し、学生に対しても公表している。

また、実習についても授業改善アンケートを実施し、今後の実習実施に際して改善すべき点などの検討資料として活用している。

(3) 教員相互の授業参観

教員相互の授業参観については、看護学科は前期 2 名、後期 2 名、計 4 名。リハビリテーション学科は前期 1 名、後期 2 名、計 3 名の先生方に講義を行っていただき、両学科の教員による参観が実施された。実施科目名について看護学科は、「老年看護学概論」、「成人看護方法論 I 」、「成人看護方法論 I 」、「小児看護方法論 I 」、リハビリテーション学科は「日常生活支援論 I (総論)」、「運動学 I 」、日常生活活動学」であった。

(4) 臨床実習指導方法に関する研修会

看護学科、リハビリテーション学科において実習指導方法に関する研修が実施され、 看護学科は「教員と実習指導者が共に考え創り出す看護学実習」、リハビリテーション 学科は「学生指導と問題発生時の対応・支援について」というテーマで、それぞれ所 属する教員対象に研修が実施された。

(5) FD 委員会

本学には、FD 委員会が設置されており、①教育方法改善検討会、②新任教員及びその他の教員に対する教育方法、学生指導等の研修、③学生による授業評価と結果の候補湯、④教員相互の授業参観と評価、⑤臨床実習指導方法に関する講習会を年間計画に組み入れ、次のような活動をしている。

平成 28 年度 FD 研修会 開催状況

日付	研修内容
平成 28 年 4 月 16 日	①大学の理念、目的、学部の教育目的 ②ディプロマポリシーとカリキュラムポリシー
	③3 つの教育実践
	④「リハビリテーション学科の教育目標」
	⑤「看護学科設立までの課程」
平成 28 年 7 月 16 日	授業研究(教授法と授業力)
平成 28 年 9 月 17 日	教員相互授業参観の自己評価
平成 28 年 11 月 19 日	①研究活動における研究費不正行為防止に関する研修
	②コミュニケーション能力の向上
平成 29 年 1 月 21 日	①臨床実習指導方法に関する研修
	②教育方法の改善

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育実施のための体制の整備については、本学では、教養教育として総合教育科目に、コミュニケーション論、文学、教育学、文化人類学、音楽論、国際関係論、情報リテラシー、哲学、倫理学、ボランチィア学、生命倫理学を配置し、学生の主体的学習を支援している。また、日常的に大学として、挨拶の励行等教養教育として、日常的に行っている。

ふれあいグループ職員全員が 6S活動として整理、整頓、清掃、清潔、しつけ、作法 を年間通して実行、継続、習慣化しており、これも学生・教員共に身につける教養教 育の実践である。

(3) 2-8 の改善・向上方策(将来計画)

教員の配置については大学設置基準、関係諸規則の規定を遵守し、欠員等があった場合には、順次補充をしていくこととする。また、教員の採用は「湘南医療大学教員採用基準に関する規程」、教員の昇任は「湘南医療大学教員昇任基準に関する規程」に基づいて厳正

に行っていく。さらに FD 活動を設置計画で計画していたものを計画通りに実施していくこととする。

2-9 教育環境の整備

≪2-9 の視点≫

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 本学は、横浜市戸塚区上品濃 16-48 に位置している。

(1) 校地

校地については、大学設置基準 34 条 (抜粋) において「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。」、同 37 条 (抜粋) では「大学における校地の面積 (附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。) は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。」と定義されていて、これを本学に当てはめると本学の収容定員は 660 名であるので、基準面積は 6,600 ㎡となる。本学の校地は校舎等敷地が 6,629 ㎡、屋外運動場敷地が 1,253 ㎡、計 7,882 ㎡で、大学設置基準を満たしている。

また、運動場については、大学設置基準第35条(抜粋)で「運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。」とある。本学の運動場は校舎に隣接はしていないが近隣に設け、学生の課外活動等に利用をしている。

(2) 校舎

校舎については、大学設置基準第 37 条の二 (抜粋) において「校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあっては、別表第三イ又は口の表に定める面積以上 (抜粋)」と規定されており、保健衛生学関係 (看護学関係) で収容定員 800 人までの校舎基準は (収容定員-400 人) \times 1,984÷400+4,958(㎡)で計算されるので、本学の基準面積は 6,248 ㎡となる。本学の校舎面積は 14,645 ㎡で、大学設置基準を満たしている。

校舎の施設については、大学設置基準第36条(抜粋)において「大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施 設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。」とある。

本学の校舎は理事長室、学長室、会議室、事務室のほか講義室が 17 室、演習室 11 室、 実験・実習室 15 室、研究室、図書館、医務室等を設置している。講義室 17 室の内訳は 大講義室 1 室、中講義室 7 室、小講義室 9 室、実習室 15 室の内訳について看護学科は 臨床看護実習室 1、臨床看護実習室 2、小児病室、栄養学実習室、基礎看護学実習室、 基礎医学実習室を備えている。そして、リハビリテーション学科は、発達・高次機能障 害実習室、義肢装具兼障害者支援工学室、理学療法実習室 1・2、作業療法実習室 3、理 学療法実習室 3、在宅・公衆衛生看護実習室・日常生活活動実習室、評価実習室、作業 療法実習室 1・2、評価・測定・解析実習室を備えている。

各実習室の主な備品については次のとおりである。

臨床看護2

アイソレット保育器 C2000、産褥子宮触診モデル、妊婦腹部触診モデルⅡ型、バイタルサインベビーⅡ、幼児 5-6歳モデル・リンゴちゃん

臨床看護1

レサシアン with QCPR 全身スキルカ゛イド、人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、CPS 実習ユニット、心電計、ベッドサイドモニタ、AED レサシアン with QCPR 全身スキルガイド

在宅 ADL 室

レサシアン with QCPR 全身スキルカ イト、心電計、デ・シ タル粉塵計、スポーツタイプ 車椅子、電動車椅子、ポータフ ルスプ リンク ハ ランサー車椅子用、手動式リフト(ゼ ロハイトリフト 150)、環境制御装置

基礎看護準備

プラムナーシング、ストレッチャー、小児用移送車(ストレッチャー)、看護実習モデ、ルニューともこ、 サカモト気道管理トレーナー、人体解剖模型 女子 B-150 形、神経系・循環系・門脈系模型、 脳模型 A 形、人体筋肉模型 女子、下肢模型 D 型

基礎医学

人体骨格模型 男子 SA-160 形、人体骨格模型 女子 SW-170 形、 日本人男性骨格分離複製モデル、日本人女性骨格分離複製モデル、スリム型薬品用冷蔵庫 人体解剖模型(足の筋肉)、人体骨格模型(男子 SA-160C 形)

基礎看護

洗髮車、製氷機 350

評価

視野計、電気刺激装置 アイビスプラス

発達高次脳

伝の心一式 16062001、車椅子 シーティングバギ- L サイズ一式、

車椅子 折りたたみバギー RV-pockets II、車椅子 キッズ用リアルモジュラー式トライアングルティルト車いす、ボールプールスイングサポートフレーム、上部幅 160cm スペースブロック 3 種セット、ラッサルクッション 6 種 JPAN、感覚処理・行為機能検査 ABC セット

義肢装具

アライメント調節: 大腿用 アジャスタブルレッグ台座ブロック付き、下腿義足: 下肢義足、

股離断義足: 骨格構造式、足継手: エネルギー蓄積足部 FLX 足、大腿ソケット: 全接着式、

膝継手: 4節リンク膝、膝継手: 油圧式、標準大腿義足: 殼構造式、

標準大腿義足: 骨格構造式、肩義手:装飾用、肩義手:能動式、肩義手·肩甲鎖骨骨切除用、

肩義手·装飾用、肩義手·能動式普通用、上腕義手:能動式

理学1

運動負荷心電図測定装置、セントラルモニタ、モハ・イルエアロモニタ、テレマイオ DTS 一式 16 チャンネル、医用トレット、ミル、エルコ、メーター、リカンヘ、ントタイプ、ストレンク、スエルコ、240、

重心バランスシステム(重心動揺計グラビコーダ)、バイオデックス、起立練習傾斜ベッド・チルトテーブル、

昇降式平行棒 標準型、昇降式平行棒 角型支持、歩行練習用階段、歩行練習用斜面階段、

移動式オーバーヘッドフレーム、肋木運動器、足関節矯正起立足板

基礎医学

ポリグラフシステム(心筋動物実験機能付き)

理学2

マイクロスハ゜イロ、WEB 一式心電図 8ch のみ、ハイドロパックメル、半導体レーザー

理学3

マイクロサーミー、超音波治療器 (インテレクトモバイル US)、セレーラ、エシ゛ェクターハ、ス上下肢用 渦流、エシ゛ェクターハ、ス上肢用 渦流、エシ゛ェクターハ、ス上肢用 渦流・気泡、エシ゛ェクターハ、ス上下肢用 渦流・気泡、エレハ、ール、ハイト、ロハ、イフ、ラー全身用

作業1・2

マイコン電気炉、昇降式サンディング・ボート、セット、粘土練り機 T-400型ステンレス仕様

評価解析

三次元動作解析システム(カメラ台数8台)

(3) 設備

中講義室の1室にPCを73台設置し、学生に対して情報処理教育を行っている。また、この講義室を月曜日から金曜日までの9:00から19:30の中で講義の無い時間には学生に自由に利用できるよう開放しており、学生は、講義での課題への取組みや自習に活用している。

教員については一人一台のパソコンを貸与し、研究室ごとに1台のプリンタを設置している。また、事務職員についても、パソコンを一人一台貸与している。

(4) 図書館

本学の図書館は 641 ㎡の面積をもち、閲覧室の座席数は 164 席を設置している。蔵書については、設置学部に関連する専門図書を中心にその他学術図書、視聴覚資料等を整備し、学生の学習環境支援を行っている。現在、図書 13,144 冊、電子ジャーナル4種、視聴覚資料314 点等を所蔵している。また、館内にはグループ学習室が 2 部屋あり、先生を交えた研究を実践するための利用、学生同士での学習等の目的で利用できるよう設置している。

また、図書館の利用可能な時間は、月曜日から金曜日は $9:00\sim20:00$ 、土曜日、春・夏・冬季休業日は $9:00\sim17:00$ となっている。休館日は基本的には日曜日、祝日、その他に臨時休館日を設けることもある。(臨時休館日を設ける場合には、図書館のホームページを利用して連絡をしている。)

(5) 施設設備の適切な運営・管理

施設・設備を適切に運営管理していくうえで、業務を外部業者に委託し、定期的に保守・ 点検及び清掃を実施している。主な保守・点検業務は、電気設備、消防設備、空調設備、 昇降設備、給排水衛生設備で、その他に警備業務、廃棄物処理、校舎内外の清掃業務を委 託し、教育環境の維持に努めている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、学年単位で講義が構成されることが多いので、講義室は 40 名での受講が可能な構成をとっている。この形式によるきめの細かい授業を実施している。ただし、科目の状況においては、適切な広さ、設備のある講義室を使用することもある。

(3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等については開学2年目であるので、汚れ、破損 等は見られないが、引き続き点検、清掃を実施教育環境の整備に努める。

[基準2の自己評価]

本学では、学生の受入れに対してはアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、 ディプロマポリシーの3つのポリシーに沿って受入から卒業認定まで国家試験の合格なら びに就職支援を含めて指導をしていく体制を作っている。

そして、講義についても学生への授業アンケートの活用による、講義内容の見直し等を 含め、教育内容の向上に努めている。

また、施設、設備については開学して2年目でもあるので問題となるところは見当たらないが、経年とともに出てくる問題点もあるかと思うが、点検等も含め、維持管理について注意を払い、対応を迅速にすることとしている。

以上の点から「基準2」については基準を満たしていると判断する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

≪3-1 の視点≫

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

湘南医療大学(以下「本学」という。)の設置者である、学校法人湘南ふれあい学園(以下「学園」という。)は、「学校法人湘南ふれあい学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)及び「事務組織および事務分掌に関する規程」により、学校法人及び本学を含む設置校・園の組織と、その組織における職務権限を定めている。

「寄附行為」第 3 条に本学園の目的を定め、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と建学の精神「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、学校教育及び保育を行い、社会に奉仕する人材を育成することを目的とする。」としている。

教職員の服務規程として、「就業規則」、「湘南医療大学 常勤教育職員勤務規程」、「個人情報管理規程」、「セクシャルハラスメントに関する規程」、「湘南医療大学 ハラスメント防止規程」、「公益通報に関する規程」等を整備している。また、研究活動については、「湘南医療大学 研究倫理規程」、「湘南医療大学における公的研究費の適正な取り扱い等に関する規程」、「湘南医療大学 研究活動の不正行為に関する取扱指針」等を定めている。これらの諸規程に基づき組織の運営を行い、規律と誠実性の維持に努めている。

規程集を大学事務部に備え付けて、教職員の閲覧に供している。

規程・規則の新設・改訂については、法令の制定・改正に基づき検討を行い、適切に対応している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学園では、建学の理念に基づいた教育を実施し使命を達成するために、継続性を保持した事業計画を策定し、それに基づいた運営を行っている。事業計画の決定は予算の決定と合わせ、あらかじめ評議員会の意見を求めた上で、理事会において行っている。会計年度終了後、法令に定められた期間までに、事業報告及び決算について、理事会で承認・決定し、評議員会に報告している。また、学園では理事会・評議員会を原則毎月1回開催し、

法人及び大学を含む設置校の課題に速やかに対応するとともに、学園及び大学の使命・目的実現のための意思決定を行っている。

大学の運営及び教学に関する重要事項については、「大学運営管理会議」において、審議決定している。当該会議は、本学役職者と学園常任理事・評議員により構成される。このことにより、大学・学園間での意思の共有が図られている。

本学は、開学2年目であり、設置完成年度に向け大学設置認可申請にある設置計画を着 実に履行している。設置計画の履行上に発生した変更点については、適切に対応し、所轄 庁への報告を行っている。

高等教育機関としての使命・目的の達成のため、教育の質の向上と医療人材養成の推進 に向け組織的・継続的な努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営の関連する法令の順守

学園の「寄附行為」、大学の「学則」などの諸規程は、関係法令の規定に準拠し作成されている。役員及び教職員は、これらに基づき業務を執行している。法令に規定される届出事項は適切に行っている。本学開設後の「寄附行為変更に係る履行状況調査」での指摘事項についても適切に対応を行い、直近の調査においては改善する事項の指摘はなされなかった。

適切な内部統制を実施するため、「湘南ふれあい学園 監事監査規程」、「湘南ふれあい学園 内部監査規程」を定めている。監事による役員、会計士と連携の監事監査、監事と学園の連携による内部監査を実施し、法令遵守及び組織の状況についてチェックを行っている。

教職員の法令遵守への意識向上を図るため、法令遵守、服務規律、行動基準を記した「ふれあいグループ手帳」を配付している。年間5回実施される「全体研修会」において、毎回理事長より全教職員に対し適切な組織運営に向けた取り組みの励行について、講話を行っている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、校舎の電力使用の省力化を図るため、原則全館にLED照明を導入した。廊下等の共用部には自動照明装置を設置し、不要な灯火の使用を抑止している。夏季には、クールビズを励行し、軽装の推進と館内の温度管理による冷房による電力使用量の節約に取り組んでいる。

学園・大学では、学内でのハラスメント行為などの人権侵害の防止のため「学校法人湘南ふれあい学園 セクシャルハラスメントに関する規程」、「湘南医療大学 ハラスメント防止規程」、「湘南医療大学 ハラスメント防止の指針」を定めている。「湘南医療大学 ハラスメント防止規程」に基づき「ハラスメント防止委員会」を設置している。また、同規程には、問題が生じた場合の調査及び被害者への措置について定めている。本学の設置学部では、病院等での臨地実習を行うため、学生に対しても人権教育をするとともに、配付する「学生便覧」、「臨地実習ガイドライン」にハラスメント防止に関する項目を記載し、人権に対する意識の向上を図っている。

安全管理のため、「湘南医療大学 防災規程」を定めている。防災及び災害発生時の措置

について規定している。日常の保安管理は、有人・無人警備を併用するとともに、校地校舎各所に防犯カメラを設置し体制を整備・運用している。AED(自動体外式除細動器)を学内に設置し、不慮の事態に備えている。学生の実習先での疾病罹患防止及び感染源とならないため予防注射接種を学生に課している。また、平成29(2017)年度に大学の就業者数が法令の規定数を超えるため、衛生委員会を設置し教職員の健康障害防止活動を行う予定である。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法第 113 条及び同施行規則第 172 条の 2 に示された教育研究活動等の状況についての情報は、本学ウェブサイトの「情報公開」ページのほか、大学案内等に掲載し広く学内外に広報している。研究活動、研究業績はウェブサイトの教員紹介ページに公開している。平成 29 (2017) 年度以降、教員の研究成果をまとめた紀要の発行を「紀要委員会」、研究者データベースの構築を「図書委員会」で検討を予定している。

学園の財務情報は、学園のウェブサイトにおいて各年度の「事業報告書」として、事業報告、貸借対照表、収支計算書、財産目録、監査報告書を掲載し公開している。事業報告書は、本学校舎内に併置の学園事務局に備え付け、閲覧に供している。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大学が公的機関として、社会的責務を果たすためには、管理運営体制、教学運営体制を適切に構築して、組織倫理や社旗的規範の遵守を実践する。そのために法令の改正や社会情勢の変化に対応した規程の改正を行う。学生をはじめとする本学構成員の人権、安全への配慮に努め、学園及び本学ウェブサイト等を通じた教育研究情報、財務情報等の情報を積極的に発信していく。

3-2 理事会の機能

≪3-2 の視点≫

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

学校法人湘南ふれあい学園寄附行為第 17 条第 2 項において「理事会は学校法人の業務を 決し、理事の職務の執行を監督する」ことを規定しており、本法人の意思決定機関として 位置づけられている。

原則月1回開催される理事会においては、学校法人ならびに設置校・園の運営に関する 重要事項を審議している。

理事会で審議される重要事項については、月2回開催されている学校法人運営会議(構成:理事長、事務局長、理事長が指名した法人本部責任者)及び大学運営管理会議(構成:理事長、法人本部事務局長、学長、副学長、学部長、学科長、事務部長、理事長が必要と認めた者)にて事前に協議される。

また、外部理事、監事には重要事項の資料を送付し、議長または委任された職員から資料に基づき説明を行い、審議を経た上で採決している。使命・目的達成に向け、理事会において十分な協議を行い戦略的な意思決定ができる体制を整えている。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

経営面の担当である理事会と教学面を担当する教授会とを有機的に統合することを目的として大学運営管理会議が設置されており、教育研究を推進するにあたり財政的な裏付け、また学則や関係規程に基づいたものであるかの審議ができるような体制が整えられている。

今後は、急激に変化する社会情勢に見合った経営戦略、学校運営について、監事・評議 員会とも意見交換をしていきながら理事会にて検討していきたい。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3-3 の視点≫

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学では、学長が教育・研究及び管理運営に関する意思決定を行うために組織の設置・ 整備を行っている。

教授会は、「湘南医療大学学則(以下「学則」)とする」に則り、「湘南医療大学教授会規程(以下「教授会規程」とする)」により設置し、学長の諮問機関として教育・研究に関する重要事項を審議し、学長が決定を行うに当り意見を述べることとしている。審議事項は、学生支援・厚生補導、教務、入学試験判定及び教育・研究に関する学長の諮問事項と教授会規程に定めている。教授会は、原則月1回開催すると規定しているが、必要な場合には臨時の教授会を開催している。教授会は、学長、副学長、学部長、学科長、専攻長、専任教授、及び学長が指名した者により構成され、学長を議長として開催される。教学運営上の専門分野ごとに「学生支援委員会」、「教務委員会」等の各種委員会を委員会ごとの規程により置き、審議結果を教授会に報告している。学科では「学科会議」を開催し、学科内の情報共有、連絡調整を図るとともに、審議結果のうち必要な事項については各種委員会及び教授会に報告している。

「大学運営管理会議」は学則に則り、全学的な重要事項を審議するために「湘南医療大学運営管理会議規程」により設置している。大学運営管理会議は、大学の重要事項の審議とともに、大学と理事会の連絡調整を図る機能を果たしている。大学管理運営会議は原則隔週の月2回開催し、理事長(学長兼務)、学園本部事務局長の常任理事、及び常任評議員、副学長、学部長、学科長の大学役職者及び大学事務責任者により構成され、理事長を議長

として開催する。学則、規程等の規則の制定及び改廃、大学の組織に関する事項、人事に 関する事項、理事会からの諮問事項を審議し、必要な事項を理事会に報告、付議している。

大学事務部、学園事務局の職員は、学長のビジョンを具体化するための教育・学生支援 に係る企画立案を行い、学長の職務を補佐している。

これらの組織の連携により、課題に対する速やかな大学の意思決定を行っている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、「校務を総理掌握し、所属教職員を統括する」者であり、「教育研究を統括し、 学生の指導管理に責任を負う」こととしている。学長は教授会の議長、各種委員会の委員 長を務めている。このことは、設立期にある本学の運営状況の把握、管理に資するもので あり、建学の理念に基づく運営方針による意思決定の礎となっている。学長の業務を補佐 するために、2 名の副学長を任命している。副学長は、学長の委任する業務を分担し担当 することで、学長の校務及び意思決定の補佐体制を整えている。

(3) 3-3 の改善向上方策(将来計画)

大学の意思決定の際に学長のリーダーシップが発揮されるように、大学に設置した運営管理会議、教授会、各委員会、事務部等の組織は機能的かつ適切な業務執行に努め学長を補佐する。今後も組織体制、運営のブラッシュアップを図り、迅速・円滑な意思決定に資する整備を行う。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

≪3-4 の視点≫

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる 意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本法人の理事会を構成する役員には、学長及び法人事務局長が含まれている。また、月2回開催される大学運営管理会議にも、学長及び法人本部事務局長が含まれることから、大学運営管理会議において審議された案件について、教学側の意向等が分析整理される過程を経て審議状況を理解した上で、理事として理事会に出席し審議することができるため、円滑な意思決定が可能となっている。

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

寄附行為第 22 条において、以下の項目「予算、借入金、基本財産の処分並びに運用 財産中の不動案及び積立金の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の 放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、収益事業に関 する重要事項、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事 項(理事会において必要と認めるもの)」については、理事会が予め評議員会の意見を 聴取しなければならないことを定めている。

また、上記事項以外にも学校法人の運営における重要事項(学校の廃校、学校名変更、各種規程に関する改廃等)についても評議員会を開催して意見の聴取をすることで、相互のチェック機能を果たしている。

なお、理事会及び評議員会には、必ず監事が出席しており、適正に運営されている か確認をしている(平成 28 年度は、少なくとも 2 名の監事のいずれかが必ず理事会、 評議員会へ出席しており、監事としての出席率は 100%である)。

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

大学教学部門に設けられた各種委員会は、各委員会規程に基づき運営されている。また、各委員会規程では、構成員として学長もしくは学長が指名した者が含まれており、また理事長が学長を兼務していることから、教学部門においても理事長のリーダーシップは十分に発揮されている。

また、各委員会において委員から提案され理事会における審議が必要と判断された意見等については、教授会、大学運営管理会議における審議を経て、整理分析された状態で、理事会において審議を行う。

(3) 3-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、教学部門と管理部門とが有機的に機能することを目的に「大学運営管理会議」が設定され、規程に基づき月 2 回運営されており、学校法人、大学間の調整を行いながら、内部統制を行っている。今後も引き続きこの体制を維持し、監事との連携をさらに進め、適切な運営が継続され、大学が社会的役割を果たせるよう、本学の特色を明確にしていく。

3-5 業務執行体制の機能性

≪3-5 の視点≫

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の設置者である湘南ふれあい学園では、学園全体の「事務組織及び事務分掌に関する規程」を整備し、各部門の業務分掌を明確化している。規程に則り、大学においても、各部門の業務分掌に合わせた適切な職員配置を行い、業務を執行している。

本学には、大学の管理運営、人事、その他大学における重要事項を審議し応えるものとして、大学及び法人の各部門の代表者で構成する「運営管理会議」を設置している。また教育研究に関する学長の諮問機関としての「教授会」を始め、各委員会を置いている。各会議には、各担当職員が同席するとともに、会議の庶務を担当している。教員と職員が一体となり、大学の経営及び教学組織に参画する体制を整えている。

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学では、上記に記載したとおり、大学及び学園本部の教職員で組織される「運営管理会議」を隔週開催している。大学運営に関する重要事項を審議し、理事会を適切に補佐する機能をはたしている。また、大学事務部として、毎月「事務会議」を開催し、各部門の問題点等を学長に報告するとともに、事務部全体で情報共有を図っている。

3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意

本学では、2ヶ月毎に研修会を行っており、その中で FD (Faculty Development)・SD (Staff Development)を実施し、教職員の資質向上を図っている。また、年 2 回、学園の設立母体である医療法人グループと合同で、医療・教育研究会を開催しており、教職員以外の医療関係者も参加し、臨床現場の意見も教育に反映できるように取り組んでいる。

(3) 3-5 の改善・向上方策 (将来計画)

教職協働の観点より、事務職員は教授会や各委員会に参加しているが、規程において、職員の参加を必須としていない場合もあるため、大学の経営及び教学組織に確実に教職協働体制を築くため、各委員会規程を見直し、職員を委員として参画できるように整備を行う。

3-6 財務基盤と収支

≪3-6 の視点≫

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支のバランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、予算編成の方針に基づく、各部門からの予算要求により、事業計画と収支 予算書を作成している。評議員会に諮った後、理事会において予算を決定している。予算 額に変更の生じた際は、補正予算を作成し、同様の手続きにより決定している。

本学園は、大学の開設や専門学校及び幼稚園の改組による改編期にあるため、施設・設備整備、教職員増員を行うための財政的措置に対応する計画的な財政運営を行っている。

学校法人湘南ふれあい学園 平成28(2016)年度予算編成方針

- ア 教育の質の向上のため、及び教育研究環境を整備するための予算計上
- イ 学園の理念に沿った教育活動の展開に必要な業務効の率向上による経費の削減
- ウ 地域医療並びにふれあいグループに必要な人材を育成するための発展的投資

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支のバランスの確保

学園においては、平成 28 (2016) 年度は、湘南医療大学の年次進行、専門学校の改組、幼稚園の認定こども園移行等の学園整備計画の実施に伴う支出が増加しているが、学生・生徒数の増加及び教育活動外・特別収入の増収があったため、学園全体の収支の均衡は保たれている。有価証券等の金融資産の運用については、「学校法人湘南ふれあい学園 資産運用規程」により、元本を保全する方法によることと方針を定めている。現在、有価証券等の取引による資産運用は行っていない。人事労務管理及び経理会計を外部委託し、人件費圧縮を行っている。

本学は、開設2年目であるため学生数が収容定員の半数程度であり、学生生徒等納付金比率は低い状況にある。また、完成年度以前であるため、経常経費補助金をはじめとする各種公的補助金の交付対象ではない。また、年次進行による人件費及び教育研究経費が、前年度比増加している。このため、大学単体では、支出超過となっている。今後完成年度に向け、収容定員の充足による学生生徒等納付金収入増加が見込まれるとともに、新任教員着任数の減少により教員人件費の上昇が抑制されるため、大学単体での収支は収入超過となる予定である。また、科学研究費補助金等の競争的研究資金獲得の取り組み、完成年度以降に私立大学等総合改革支援事業等の外部資金を導入するための教育の質的の向上への活動を開設年度から継続的に行っている。

(3) 3-6 の改善向上方策(将来計画)

今後も運営計画に基づいた財政運営を行っていく。大学においては、完成年度以降、新たな中長期計画を策定し、そのための財政措置を行っていく。

学生生徒等納付金への依存率を下げるため、競争的研究資金、補助金、寄付金等の外部 資金導入のための取り組みを推進する。

3-7 会計

≪3-6 の視点≫

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学園における予算案編成は、「学校法人湘南ふれあい学園 経理規程」に基づき予算大綱を作成し、理事長を中心に行う。「学園運営会議」において、検討し、予算案をまとめる。 作成された収支予算案は、「評議員会」及び「理事会」で審議する。

予算の執行については、「学校法人湘南ふれあい学園 経理規程」により、学校法人会計 基準に準拠した適切な会計処理を行っている。経理責任者は、予算の執行状況を管理し、 適宜理事長に報告している。固定資産、物品の管理は「学校法人湘南ふれあい学園 経理規程」に則り、「湘南ふれあい学園 固定資産及び物品管理規程」に従って適切に行っている。 有価証券等の資産運用については、「学校法人湘南ふれあい学園 資産運用規程」を定めて いる。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私学振興助成法に基づく会計士監査をソシア公認会計士共同事務所に委嘱している。監査は、計算書類の全てについて行われる。外部監査人(公認会計士)は、理事長と学園の経営、財務について意見を交換している。外部監査人は内部統制が構築され、維持されているかを確認している。

監事は外部監査人と連携し、経理業務の状況・体制について確認している。また、監事は、理事会及び評議員会に出席し、大学及び学園全体の財務状況を把握している。

(3) 3-7 の改善・向上方策

今後も学校法人会計基準に基づき、「学校法人湘南ふれあい学園 経理規程」、「湘南ふれあい学園 固定資産及び物品管理規程」に則った、適正な会計処理を実施していく。会計監査の体制は、会計士監査及び監事監査による会計監査の体制を確立しているので、引き続き適正な監査が執行されるように努める。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

≪4-1 の視点≫

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価

本学学則第 1 条第 1 項において、「本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己点検・評価を定義している。本学は平成 27 年 4 月の開学にともない、本学学則第 2 条第 3 項に基づき「湘南医療大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、委員会を発足させた。平成 27 年度に関しては、開学間もないことによる教育研究活動の自己点検・評価報告書にかわり「事業活動報告書」として取りまとめた。平成 28 年度の自己点検・評価に際しては、全学的な活動方針の確認等年間 6 回の委員会を開催している。

この報告書は、公益財団法人日本高等教育評価機構が示した大学機関別認証評価・評価 基準に基づいて作成し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

4-1-②自己点検・評価体制の適切性

本学における自己点検・評価体制は、自己点検・評価委員会が中心として構成し、委員長を学長とし、構成員を教学部門の副学長、学部長、学科長、専攻長、教務委員長、学生支援委員長、及び図書館長、管理部門の学園本部次長及び大学事務部長としており、本学の主要機関及び委員会の長が結集している組織である。自己点検・評価委員会規程第2条(目的)に自己点検・評価の方針の策定、実施、作成及び公表、第三者評価等について定めている。これに基づき、本学の教育研究活動及び管理運営の諸課題の改善向上を図ることが可能であり、本学の目的及び社会的使命を果たすために、組織的、系統的な点検・評価に取り組むことが可能な体制であり、各評価項目について担当者を割り当て報告書の作成をしている。

4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性

A 総合的な自己点検・評価の実施

自己点検・評価委員会は、平成 27 年度の開学時にスタートした。但し、平成 27 年度の自己点検・評価は本学の開学年度であるため、その評価項目の全てに対応することができないため、「事業活動報告書」としてまとめた。平成 29 年度に入り、自己点検・評価委員会において、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価を、平成 28 年度を対象として行い、平成 29 年度に「湘南医療大学自己点検・評価報告書」と

して公表することが決定した。本学は平成 33 年度までに日本高等教育評価機構の認証評価 を受審する予定であるため、それまでの間は、当該機構の評価基準に従って年度ごとに自 己点検・評価を実施する。

B 学生の授業評価アンケートの実施

本学は、自己点検・評価活動の一環として、平成 27 年度から「学生による授業評価アンケート」を全学年・全学科対象に実施している。尚、当該アンケート調査は、「FD ネットワークつばさ」のアンケート様式を用いて実施し、結果の分析を行っている。

C 学生生活調査の実施

平成 27 年度から全学年を対象に「学修等に関する調査」を行っている。初年度以降、 設問形式の選択肢型への変更、設問項目の追加などの改良を行い、学生生活の動向の適切 な把握に努めている。

D 専任教員の教育研究業績の公表

自己点検・評価活動の一環、及び学校教育法施行規則の改正により、教育情報の公表が義務化されたことに伴い、教員の学位、業績及びその他に関し、湘南医療大学公式WEBサイトにおいて公表している。

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本年度初めて自己点検・評価を行うとともに、学生による授業評価アンケート、学修等に関する調査の実施、専任教員の教育研究業績の公表、及び設置状況履行状況調査の公表を行ってきた。今後も教育研究水準の向上と質の保証を図る為、認証評価機関が定める評価項目のほか、必要に応じて新たな点検・評価項目を設定して適切に自己点検・評価を行う。

4-2 自己点検・評価の誠実性

≪4-2 の視点≫

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握の為の十分な調査・データ収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は、平成 29 年度に初めて自己点検・評価を実施するにあたり、規則、資料、データ等のエビデンスに基づく客観的な点検・評価の重要性を痛切に認識した。平成 30 年度には、大学及び学校法人の諸規定を点検し、不足する必要不可欠な規程、資料、データ等を

整備し、エビデンスに基づいた透明性の高い自己・点検評価に取り組む予定である。

4-2-② 現状把握の為の十分な調査・データ収集と分析

本学の自己点検・評価は、各委員会及び各部署(各学科、各事務部署、法人本部)に保存している基礎データをもとに担当が評価書を作成、自己点検・評価委員会に提出する方法で実施している。本学は単科大学であるため、資料やデータ等の管理を担当者で管理し、記載している。今後は、自己点検・評価のさらなる効率化と合理化を図る為、データの調査や収集等を一括管理する部署として「IR 担当」の設置の検討が必要であると考えている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学の自己点検・評価の結果は、次に記述した方法により学内での共有を図るほか、社会に公表する。

公表にあたり、実施要綱(作成予定)を定め、自己点検・評価委員会において自己点検・評価報告書(仮称)としてとりまとめ、各部署に配布する。また、平成 30 年度中に、本学WEBサイトに掲載して社会に公表する予定である。

4-3 自己点検・評価の誠実性

≪4-3 の視点≫

4-3-①自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

今回開学後、初めて「自己点検・評価」を行った。「自己点検・評価報告書(仮称)」に記載された課題、改善・向上にかかる事項については、学長のリーダーシップのもと、教職員が一体となり改善策を提案し実行する。平成 28 年度の自己点検・評価により明らかとなった課題の改善を、次年度の教育研究活動等において行う。実施した教育研究活動等については、関係部署毎に点検・評価を行い、自己点検・評価委員会において、評価を決定し、教授会、運営管理会議の審議を経て、理事会の承認を受けて「自己点検・評価報告書」と取りまとめ、更なる教育研究活動の改善を図る予定である。

自己点検・評価活動は、評価結果が次年度の教育研究活動に活かされ、本学の将来に繋がる有効かつ適切な役割を担っている。さらに、今後、自己点検・評価の結果を踏まえて、中期目標を作成し、この中期目標を評価基準項目とあげて自己点検・評価を行い、PDCAサイクル(本学においては「PDC活動」と呼称)の機能強化を図ることにする。

大学事務部においては、毎月 PDC 活動を実施しており、毎月の目標を各担当部署が定め、前月の結果検証を行い、次月の目標を設定し、その目標をクリアするためにどのような行動をするのか 5 W2H に基づき、実行し、当月の結果検証に繋がる行動を実施している。教学部門(各学科)においても、毎月の教学 PDC 活動を実施し、年度の PDC 活動につなげたい。